

くにたちはたけんぼ(東京都国立市)

多目的に活用し 歴史的文化的ある田畑を継承していく



▶ プロセス

東京都国立市谷保、JR南武線の谷保駅から徒歩で10分程のところに位置するコミュニティ農園「くにたちはたけんぼ」。近くには中央自動車道・国立府中ICがあり、都心部から車で30分ほどとアクセスしやすく、体験型イベントが楽しめる農園として人気が高い。

「くにたちはたけんぼ」は2013年、任意団体・くにたち市民協働型農園の会が立ち上げ、国立市の「農業農地を活かしたまちづくり事業」におけるモデル農園として開園した。当時は都市農地の貸借の円滑化に関する法律もなく国立市が地主から農地(生産緑地)を借り、くにたち市民協働型農園の会が同市と契約して市民農園を開設する特定農地貸付の形をとった。2014年には、農園を現在地(宅地化農地)に移し、貸農園や体験水田のほか、“畑を居場所に”をテーマとした田畑とつながる

子育て支援事業を開始。乳幼児の親子や放課後の子どもたちの居場所づくり、「くにたち馬飼舎」と連携したりトルホースとのふれあい事業など、田畑を拠点としたさまざまな農園イベントを実施していった。

2016年、くにたち市民協働型農園の会はNPO法人くにたち農園の会となり、「くにたちはたけんぼ」をはじめ、認定こども園や大学生が運営するゲストハウスなど、地域をつなぐ活動を幅広く展開している。

▶ 事業運営について

現在、NPO法人くにたち農園の会は、役員9名、正規職員9名に非正規の常勤を含めて約30名程度からなる。2022年度の収益は約1億4千万円。国立市から子育て支援関連事業として、地域子育て支援拠点事業「つちのこひろば(つちのこや)」を2017年から受託、2020年には認定こども園「国立富士見台団地 風の子」を設立運営している。

「くにたちはたけんぼ」については、役員3名、正規職員1名をメインに、その他、有償ボランティアや非正規職員数名で管理している。単体の年間売上は1,000万~1,500万円で、大まかな内訳は、田畑で一年を通して行う農体験7割、貸農園2割、会場利用1割となる。

「貸農園は個人貸しではなく団体利用のみとしています。個人だとコミュニティ的な使い方にならないので、会社や飲食店、家族グループといった団体に貸しています」と話すのは、NPO法人くにたち農園の会理事長の小野淳さん。

▶ 農園を多目的に活用する効果

「くにたちはたけんぼ」で借り受けている農地の区分は、生産緑地と宅地化農地があり、貸借の方法として、生産緑地は都市農地の貸借の円滑化に関する法律(都市農地貸借法)、宅地化農地は特定農地貸付に関

する農地法等の特例による法律(特定農地貸付法)となっている。畑(約1,100m²)は、2013年に開園しているため特定農地貸付法で、田んぼ(約1,500m²)については、2018年の都市農地貸借法の制定から借りているため、生産緑地をNPO法人くにたち農園の会が直接、地主から借りる都市農地貸借法によっている。

「くにたちはたけんぼ」は、貸農園、体験水田、動物飼育エリア、多目的スペースで構成され、平日は地域住民向けに森のようちえんや放課後クラブなどの子育て支援関連、休日は遠方からの観光目的とした農体験イベントと、サービスを棲み分けた場の提供の仕方をしている。

「毎年、ものすごい勢いで需要が増えていきます。求められているのは手触りや匂い、味覚といった五感を刺激する体験です。農的な空間にはさまざまな動植物がいて、気候や風土とつながって野菜や米が

育っていることを実感できるように体験をつくっています」と小野さん。

家庭菜園用の市民農園は区画を割って面積当たりの売上を確定して運営することが多いが、コミュニティ農園では限られた面積の農園でも、多目的な場として展開し、どれだけ人の流動性を高められるかが鍵となる。また、時間単位と曜日単位で使い方を変えれば、利用者が多様化していき、出入りする人のタイプが混ざり合っコミュニティが生まれる。

小野さんは「一つの色に染まっているのはコミュニティではなくて“目的”的な集団です。コミュニティはある種の課題感の共有は必要であっても“目的”的であってはいけないと思っています。また、スタッフも関わる人が増えることによって複雑で多面的に対応するようになり、サービスのスキルが上がる。それに伴って需要も収益も増えていった感じです」と語る。

▶ 都市農地を 継続していくために

NPO法人くにたち農園の会では、歴史と文化を継承しながら国立の田畑を守るために、会の意思決定者は子育て世代であるべきだと考えている。

そのため、小野さんは50歳になる前の2024年に理事長を降りて、後任に引き継ぐ方針だ。

「今後50年を考えたときに私は生きていない。その後も田んぼを、人生をかけて守る人材を残すためにはどうすればいいかという中での判断です。私が組織を育てたというより、環境を整える手伝いがある程度したという感じでしょうか。何かを次世代に残すには、所有意識をいかに無くせるかというのが大切だと思っています」と小野さん。

そして、次のステップとして小中学生が農園に来て学べる「田畑の学校」をつくろうと動き始めている。



「くにたちはたけんぼ」での活動のようす。休日は親子田んぼ体験など観光目的のイベント、平日は地域活動として子育て支援関連の自主事業を実施している

くにたちはたけんぼ(東京都国立市)

▶ 課題解決の糸口になる
田畑の学校

NPO法人くにたち農園の会では、子育て支援関連の自主事業として、「くにたちはたけんぼ」で放課後クラブや不登校のためのフリースペースを行ってきた。その経験から、田畑が単純に土地としてだけでなく、歴史と文化を背負った状態でそこに存続するということが、今の中心的な社会課題である教育と少子化の問題をセットにすることで、課題解決につながると考えている。

「くにたちはたけんぼ」は、前例のない運営方法で困難もありましたが実績を積

NPO法人 くにたち農園の会 データ

所在地: 東京都国立市谷保 5119 やぼろじ内
用途: 農体験・子育て支援など
活動開始: 2012年(2016年 NPO法人化)
理事長: 小野 淳
副理事長: 佐藤有里 武藤芳輝
事業所等: コミュニティ農園「くにたち はたけんぼ」
田畑とつながる子育て古民家「つちのこや」
ゲストハウス「ここたまや」
畑つきシェアスペース「畑の家」
認定こども園「国立富士見台団地 風の子」
おうちで蚕を育てよう!「お蚕フレンズプロジェクト」

くにたちはたけんぼ データ

所在地: 東京都国立市谷保 661
用途: コミュニティ農園
活動開始: 2012年(2016年 NPO法人化)
事業内容: 貸農園、農体験(親子田んぼ体験 大人の田んぼ倶楽部)、
子育て支援関連(森のようちえん谷保のそらっこ、フリースペースくにたち、放課後くらぶニコニコ)くにたち馬飼舎、オープンデー
敷地面積: 生産緑地約 1,500m²
宅地化農地約 1,100m²

み上げていくことで、都市農地関連の法令や実例に多少なりとも影響を与えたと思っています。「田畑の学校」も実績をつくりながら、行政には地道に提案を続けていくつ

もりです。都市農地を残すということに対して誰もやったことがない新しい方法で結果を出したいですね」と小野さんは話す。



写真上: 認定こども園「風の子」。写真下左: 地域の大学生が運営するゲストハウス「ここたまや」
写真下右: NPO法人くにたち農園の会理事長の小野淳さん。同NPOでは「くにたちはたけんぼ」のほかにも地域活動を行っている

コラム

認定市民緑地制度

佐藤 啓二 一般財団法人 都市農地活用支援センター常務理事

■ 市民緑地とは

一般に緑地は既存の樹林地等を法律や条例でゾーン(地域)を定めて保全する地域性緑地と、新たに施設として整備する施設緑地に分かれる。前者の代表的なものが生産緑地地区や特別緑地保全地区であり、後者の代表的なものは都市公園である。都市公園以外の施設緑地としては自治体が設置した児童遊園等の都市公園に準じたものもあるが、ここで取り上げる「市民緑地」は都市緑地法で定められた施設緑地で、民間所有の土地等を利用して開設された施設緑地と分類される。

市民緑地制度は、元々「市民緑地契約制度」としてスタートしたもので、民間所有の土地等について自治体が都市緑地法で定められた「市民緑地契約」を締結することにより市民緑地として管理する制度(その後、管理主体にみどり法人が追加される。)で、無償貸付の場合は固定資産税が免除され、貸付期間が20年以上等の要件に合えば相続税評価額が2割減せられるという税制支援措置がなされている。

■ 市民緑地認定制度

「市民緑地認定制度」は都市緑地法の改正により平成29(2017)年6月に施行されたが、その目的は、都市内の空き地等が増加する中、NPO法人や企業等が開発事業に合わせこれを活用し公園と同等の空間を創出する取組みを促進することであった。

制度の枠組みは、土地所有者又は土地を賃借した者が市民緑地の設置管理計画を市区町村長に申請し、その承認を得て「認定市民緑地」として市民緑地の設置・管理・活用を行うというものである。

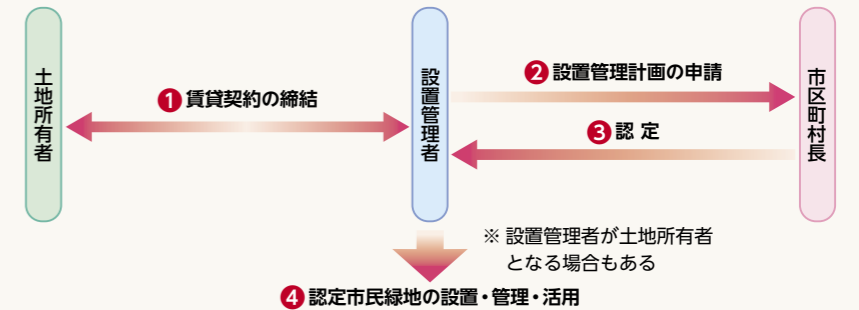
■ 適用要件

- 市民緑地認定を申請する際に満たすべき主要な要件は次のとおりである。
- イ 対象区域 緑化地域又は緑の基本計画の緑化重点地区内にあること
- ロ 面積 300m²以上
- ハ 緑化率 20パーセント以上
- ニ 設置・管理期間 5年以上

■ 税軽減等

みどり法人が設置管理する認定市民緑地の土地(無償貸付又は自己保有に限る)に係

■ 制度のフロー



固定資産税、都市計画税の軽減。(原則3年間、1/3を軽減。条例により1/2～1/6)
また、みどり法人が設置・管理する認定市民緑地における植栽、ベンチ設置等の施設整備は社会資本整備交付金の補助対象となる。(補助率1/3)

市民緑地認定制度が創設された平成29年の都市緑地法改正において、「緑地」の定義が改正され、「緑地」には農地が含まれることとされた。(それまでは樹林地に介在する農地以外の農地は緑地に含まれないとされていた。)その意味で、都市内の空き地を活用し新たに農的活動の場を開設し、緑地空間として市民に開放する取組みは、この市民緑地認定制度と馴染みが良いものと考えられる。
市民緑地認定制度創設と同時にみどり法人制度も拡充され、さまざまな団体が認可を

受けやすくなった。それまでの知事認可から市区町村長認可になり、一般財団法人、一般社団法人、NPO法人だけでなくその他の非営利法人(認可地縁団体等)、緑化推進等を行うまちづくり会社等も対象に加わったので、併せて活用することも可能である。

■ 具体事例

農的活動の場づくりにこの制度を活用した事例としては、本書にも取り上げられている東京都墨田区の「たもんじ交流農園」がある。NPO法人寺島・玉ノ井まちづくり協議会が、寺社(多聞寺)の駐車場用地を借りて農的活動を中心に据えたコミュニティづくりを実践しているが、認定市民緑地となったことで固定資産税が3年間1/2に減免され活動基盤が安定したとのことである。



たもんじ交流農園(東京都墨田区)